

・李 鎭元
韓国における外国仲裁判断の
承認および執行

韓国大法院の判例を中心に

吉 垣 実* (訳)

目 次

1. 概 観
 - (1) 旧仲裁法及びニューヨーク条約への加入
 - (2) 新 仲 裁 法
2. 韓国における外国仲裁判断の承認及び執行の要件
 - (1) 関連法規定
 - (2) 解 説
3. 韓国の大法院判例に現れた外国仲裁判断の承認及び執行
 - (1) 大法院 1990.4.10 宣告 89 タカ 20252 判決
 - (2) 大法院 1995.2.14 宣告 93 タ 53054 判決
 - (3) 大法院 2000.12.8 宣告 2000 タ 35795 判決
 - (4) 大法院 2009.5.28 宣告 2006 タ 20290 判決
4. 結 論

1. 概 観

(1) 旧仲裁法及びニューヨーク条約への加入

韓国は、国際取引の円滑化が経済成長の必要不可欠の条件となることをふまえ、そのための紛争解決手段としての仲裁の重要性を早期に認識し、大陸法系の国家としては比較的早く、1966年3月16日に仲裁法を制定した(以下、「旧仲裁法」という)。この旧仲裁法は、内国仲裁判断を前提に規

* よしがき・みのる 大阪経済大学准教授

定しているだけで、外国仲裁判断の承認及び執行に対しては、それを規律する規定を置いていなかった。しかし、旧仲裁法の解釈、国際民事訴訟法に基づく条理によって、仲裁契約がその準拠法上有効であること、韓国の善良の風俗その他社会秩序（公序良俗）に反しないこと、当事者が審問され、かつ適法に代理されること等を要件に、外国仲裁判断を承認又は執行すると解釈していた。

一方、韓国は、1973年2月8日に、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国際連合条約（The United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards；通称 ニューヨーク条約）に加入した。ニューヨーク条約は、同年5月9日から発効しており、加入国も絶対多数であるばかりでなく、条約の解釈上、その条約に基づいて外国仲裁判断の承認又は執行を求める場合、その条約の規定より制限的な要件を定めた条約又は国内法の規定は適用することができず、その条約より寛大な要件を定める場合においてのみその適用を認めるものである。このため、外国仲裁判断の承認及び執行をめぐるほとんどの事件において、この条約が適用されるようになった。

(2) 新仲裁法

韓国においては、1966年に制定された旧仲裁法が1999年12月31日に全文改正され、施行された（以下、「新仲裁法」という）。これは改正というよりも、制定に近いほどの抜本的な改正であった。

新仲裁法の特徴として以下の点を挙げることができる。第一に、UNCITRAL モデル仲裁法（以下、「モデル法」という）を全面的に受容したことである。これは、仲裁法の国際化のために不可欠であり、この選択は評価することができる。これを通じて、韓国の仲裁制度を利用しようとする外国人を含むすべての関係者等が韓国法に対する理解と信頼を高めてくれることが望まれる。新仲裁法は、モデル法をそのまま受け入れたのではなく、韓国の法体制にあわせて、モデル法の規定を修正又は補充する

方法を採用している。とはいえ、その変更又は追加の程度は軽微なものであり、実質的にはモデル法を採用したといっても過言ではなからう。

新仲裁法の第二の特徴として、国内仲裁と国際仲裁を統合して一元的に規律しようとする点を挙げることができる。モデル法は、国際仲裁を対象としたものであり、内国仲裁をどのように規律するのかについては、各国の立法的判断に従うことになっているが、韓国は、両者に対して同一基準・手続を適用することとした。

第三の特徴はつぎのとおりである。これまで韓国では、内国仲裁判断と外国仲裁判断の区別基準について、仲裁手続ないし仲裁判断が行われた場所を基準とするべきとの考え方（手続法地説）と仲裁契約ないし仲裁手続の準拠法を基準とするべきとの考え方（準拠法説）とが対立していたところ、後説が通説の見解とされていた。しかし、新仲裁法は、第2条第1項において仲裁地が大韓国内である場合に限り適用する旨規定し、第38条において国内で下された国内仲裁判断であると規定することをもって、UNCITRAL モデル法に従い、前説を採用するに至った。

2. 韓国における外国仲裁判断の承認及び執行の要件

(1) 関連法規定

1999年12月31日 UNCITRAL モデル法に従って改正された仲裁法及び民事訴訟法と民事執行法における仲裁判断の承認及び執行についての規定は以下のとおりである。

仲裁法第37条（仲裁判断の執行と承認）

仲裁判断の執行又は承認は、法院の承認又は執行判決による。

仲裁判断の承認又は執行を申請する当事者は、次の各号の書類を提出しなければならない。但し、仲裁判断又は仲裁合意が外国語で作成されている場合には、正当に認証された韓国語の翻訳文を添附

しなければならない。

1. 仲裁判断の正本又は正当に認証されたその謄本
2. 仲裁合意の原本又は正当に認証されたその謄本

第38条（国内仲裁判断）

大韓民国内において下された仲裁判断は、第36条第2項の事由がないかぎり、承認又は執行されなければならない。

第39条（外国仲裁判断）

外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の適用をうける外国仲裁判断の承認または執行は、同条約による。

民事訴訟法第217条、民事執行法第26条第1項及び第27条の規定は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の適用をうけない外国仲裁判断の承認又は執行についてこれを準用する。

第36条（仲裁判断取消しの訴え）

仲裁判断に対する不服は、法院に提起する仲裁判断取消しの訴えによつてのみできる。

法院は、次の各号の1つに該当するときに限り仲裁判断を取消することができる。

1. 仲裁判断の取り消しを求める当事者が次の各目の1つに該当する事由を証明した場合。

カ 仲裁合意の当事者がその準拠法によつて仲裁合意の当時無能力者であったこと、又は仲裁合意が当事者等の指定した法によつて無効であるかそのような指定がなかつた場合には、大韓民国の法によつて無効であること。

ナ 仲裁判断の取消しを求める当事者が仲裁人の選定又は仲裁手続に関して適切な通知を受けなかつたかその他の事由により本案に関する弁論をすることができなかつたこと。

タ 仲裁判断が仲裁合意の対象でない紛争を扱ったこと、又は仲裁判断が仲裁合意の範囲を超えた事項を扱ったこと。但し、仲裁判断が仲裁合意の対象に関する部分と対象でない部分に分けることができる場合には、対象でない仲裁判断部分だけを取り消すことができる。

ヲ 仲裁判断部の構成又は仲裁手続が法の強行規定に反しない当事者間の合意に従わなかったかそのような合意がない場合には、この法に従わなかったこと。

2. 法院が職権で次の各目の1つに該当する事由を認定する場合

カ 仲裁判断の対象になった紛争が大韓民国の法に従って、仲裁で解決できないとき。

ナ 仲裁判断の承認又は執行が大韓民国の善良の風俗その他社会秩序に違背するとき。

仲裁判断取消しの訴えは、仲裁判断の取消しを求める当事者が仲裁判断の正本をうけた日から、又は第34条の規定による訂正、解釈又は追加判断の正本をうけた日から3ヶ月以内に提起しなければならない。

当該仲裁判断に関して、大韓民国の法院で下された承認又は執行判決が確定した後には、仲裁判断取消しの訴えを提起することができない。

民事訴訟法第217条（外国判決の効力）

外国法院の確定判決は、次の各号の要件をすべて具備する場合に限り、効力を有する。

1. 大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上、その外国法院の国際裁判管轄権が認められること。

2. 敗訴した被告が訴状若しくはこれに準ずる書面、期日通知書又は命令を適法な方式により防御に必要な時間的猶予をおいて送達

を受け(公示送達又はこれに類する送達による場合を除く。)若しくは送達を受けなかったが応訴したこと。

3. その判決の効力を認めることが大韓民国の善良の風俗又はその他社会秩序に反しないこと。
4. 相互保証があること。

民事執行法第26条(外国判決の強制執行)

外国法院の判決に基づく強制執行は、大韓民国法院において執行判決としてその適法である旨の宣言がある場合を除き、行うことができない。

執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地の地方法院が管轄し、普通裁判籍がないときには、民事訴訟法第11条の規定により債務者に対する訴えを管轄する法院が管轄する。

民事執行法第27条(執行判決)

執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

執行判決を求める訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、却下しなければならない。

1. 外国法院の判決が確定したことが証明されないとき
2. 外国判決が民事訴訟法第217条の要件を具備しないとき

(2) 解 説

韓国の新仲裁法上、外国仲裁判断の承認及び執行に関する規定の特徴は、ニューヨーク条約の適用を受ける外国仲裁判断の承認及び執行とそれを受けない承認及び執行とを分けて規定し、前者に関して、ニューヨーク条約を法条文に具体化(incarnation)することなく、そのまま引用した点にある。

ニューヨーク条約の適用を受ける外国仲裁判断に対する承認及び執行の場合の最も大きな特徴は、外国仲裁判断の承認及び執行の実質的要件をすべて原則的に承認と執行の拒否事由として規定することにより、従来承認

及び執行を求める当事者の側で主張・立証すべきであった要件を、その相手方が承認と執行要件の不存在を主張・立証するよう転換した点である。その結果として、外国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者は、ニューヨーク条約第4条に従って仲裁判断と仲裁合意書面のみを提出することにより、その外国仲裁判断の承認及び執行に必要な証拠を提出したことになる。

ニューヨーク条約に基づく仲裁判断の承認及び執行の拒否事由につき、当事者が提出しなければならない証拠として、仲裁合意の当事者の無能力ないし仲裁合意の無効（ニューヨーク条約第5条1項^(a)）、適当な通知の欠如等（同項^(b)）、仲裁合意の範囲逸脱（同項^(c)）、仲裁機関の構成又は仲裁手続の瑕疵（同項^(d)）、仲裁判断の未確定又はその取消し若しくは停止（同項^(e)）があり、職権で認定できる事由として、仲裁適格性の欠如（同条2項^(a)）、公序違反（同項^(b)）を挙げることができるが、新仲裁法の条文化に際して、相互に異なる表現による誤解及び抵触が生じうることをふまえ、「ニューヨーク条約による」と規定する方式を採択した。

ただし、ニューヨーク条約の適用がない外国仲裁判断の承認及び執行に関しては、新仲裁法により外国判決の承認及び執行の要件を備えなければならない。結果的には、相互保証があることという要件が追加される他、旧仲裁法の解釈論上、国際民事訴訟法に基づき、条理によって認定された要件（仲裁契約がその準拠法上有効であること、韓国の公序良俗に反しないこと、当事者が審問され、又適法に代理されること等）と同一の要件を備えなければならない。これについては、外国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者が、主張・立証しなければならない。もっとも、国際通商において、多くの主要国家はニューヨーク条約に加入しているので、とくに重要な規定とはいえないであろう。立法論的に私見を述べるとすれば、ニューヨーク条約に加入していない国家においてなされた外国仲裁判断の承認及び執行に関しても、ニューヨーク条約を適用することが望ましいと

ということになる。

一方、新仲裁法は、国内仲裁判断の場合、外国仲裁判断とは別に、仲裁判断取消事由が存しないかぎり、執行可能としているが、新仲裁法第36条第2項に列挙された仲裁判断取消事由がニューヨーク条約上の外国仲裁判断の承認及び執行の拒否事由と実質的に同一ゆえ、国内仲裁判断とニューヨーク条約の適用をうける外国仲裁判断の承認及び執行の要件は、実質的に同一ということになる。

3. 韓国の大法院判例に現れた外国仲裁判断の承認及び執行

韓国の各級法院において、外国仲裁判断の承認及び執行について相当数の判例が存在するが、ここでは、近時の大法院判例4つを紹介することにする。

(1) 大法院1990年4月10日宣告 89 タカ 20252 判決

a. 事実関係

被告会社(韓国法人)のロンドン支店は、1977年9月18日、英国会社の原告会社から鋼鐵棒240,000トンを買受けながら、「購買条件及び契約の効力解釈及び履行は英国法によって規律し、……当該契約の下で、又はそれに関連して発生するすべての紛争は、当該契約締結時のロンドン仲裁法院(London Court of International Arbitration)の規則に従い仲裁により決定する」旨の合意をした。その後、被告会社が上記の鋼鐵棒を納品しなかったため、原告会社は1980年9月7日、被告会社を相手にロンドン仲裁法院に仲裁申請をした。ロンドン仲裁法院は何度も被告会社のロンドン支店に通告をしたが、被告会社は、それ以前の1979年1月5日、事実上、ロンドン支店を閉鎖していたため、その通告をうけることなく、仲裁手続にも参加しなかった。しかし、仲裁人は、1981年5月1日、被告会社は原告会社に対して損害金\$611,165.63仲裁判断日までの利子\$208,814.92仲裁判断

日から完済日までのアメリカ優待金利による利子及び仲裁費用を支払う旨の仲裁判断をなした。これをふまえ、原告会社は、被告会社を相手に当該仲裁判断に対する執行判決を請求する訴えを韓国法院に提起した。

b. 判示事項

(a) 被告会社は、当該仲裁手続に関する通告を全く受けなかったため、当該仲裁手続に参加することができなかつたのであるから、当該仲裁判断の執行は許可されるべきではない旨主張するが、ニューヨーク条約第5条第1項(b)によると、判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防御することが不可能であった場合には、執行国法院が仲裁判断の承認及び執行を拒否することができるとしている。この規定の趣旨は、当該事由により当事者の防御権が侵害されたすべての場合をいうのではなく、その防御権侵害の程度が著しく容認できない場合だけに限定されると解釈するべきであり、又仲裁当事者の防御権の保障は、手続的正義の実現と相まって、公共秩序の一部をなしているので、これは、執行国法令の基準によって判断しなければならない。

韓国の法令を基準にして、被告に対する仲裁手続の通告の欠缺による防御権が侵害されたか否かに関してみるに、被告会社としては、被告会社のロンドン支店閉鎖と同時に設立された被告会社の子会社が、当該事件の仲裁手続に関する通告を受け、その後被告会社と原告会社との間で、当該事件の紛争解決のための実質的な協商が進行された点等に照らして、仲裁法院からの各種通告を十分に伝達されたと推定されるにもかかわらず、自ら当該手続の進行中、必要書面を提出するか、審理期日に出席して意見陳述する等、防御権を行使しておらず、被告会社の本社が仲裁判断書の謄本を原告会社から送達された後も、英国法による不服手続を全くとらなかったことが窺えるので、このような事情を総合すると、当該事件の手続において、それが適当に通告されなかったとして、被告の防御権が不当に奪われたものとみることはできない。

(b) 被告は、当該事件の売買契約書に記載された仲裁条項には、その仲裁機関の構成又は仲裁手続に関して当事者間に有効な合意がないので、ニューヨーク条約第5条第1項(d)の執行拒否事由に該当する旨主張するが、当該事件の仲裁条項は典型的なものであり、仲裁場所は英国ロンドン、仲裁機関はロンドン仲裁法院、準拠手続法はロンドン仲裁法院の規則とする当事者間の合意と解釈され、当該事件の仲裁判断は、上記の仲裁機関及び仲裁手続に関する原・被告間の合意に従って下されたことが明白である。

(c) 被告は、当該事件の仲裁判断につき、当初の売買代金よりも高額な賠償金額を認定したばかりではなく、その遅延利子の計算においても明白な根拠なしに準拠法である英国の法定利率ではなく、高率のアメリカの優待金利を適用し、仲裁判断文に理由を付さなかったため、当該仲裁判断には、ニューヨーク条約第5条第2項(b)に該当する執行拒否事由がある旨主張するが、当該条項は、仲裁判断または承認が執行国の基本的な道徳的信念と社会秩序を保護することにその趣旨があるので、その判断においては、国内事情のみならず、国際的取引秩序の安定という側面も併せて考慮して制限的に解釈するべきであり、上記のような事由で、被告が参加せずに当該事件の仲裁判断が下されたとしても、執行が韓国の公共秩序に反するものではないし、仲裁法院が認定した賠償金額に関する執行が韓国の公共秩序に反すると認める根拠がなく、他方、国際商取引において、一方当事者の債務不履行に関しては一般に承認される適切な金利による遅延損害金の支払いを命じるのが慣行であり、英国ロンドン仲裁法院が被告に対して一般に適用される国債金利であるアメリカ銀行優待金利による遅延損害金の支払いを命じたことは相当であるし、仲裁判断書に詳細な理由記載がなかったとしても、そのことだけで韓国の公共秩序に反するとはいえない。

(2) 大法院1995年2月14日宣告 93 タ 53054 判決

a. 事実関係

オランダのアンティレス (Netherlands Antilles) 会社である原告会社と

海外建設を業とする韓国法人の被告会社は、1978年11月8日、下水処理施設に関するカルセルシステムの know-how 実施契約を締結するに際して、当該契約の準拠法はオランダのアンティレス法とし、それに関する紛争はパリ所在の国際商業会議所（International Chamber of Commerce）の調停及び仲裁規則に従い、3人の仲裁人による仲裁解決をすることとした。しかし、原告会社と被告会社との間で know-how 実施使用料をめぐる紛争が生じ、原告会社は、1988年10月5日、国際商業会議所国際仲裁法院（International Court of Arbitration）に仲裁を申請したのであり、その進行の結果、国際商業会議所国際仲裁法院は、1991年3月19日、被告会社は原告会社に \$ 1,245.361 及びそれに対する利子及び仲裁費用等を支払う旨の仲裁判断を下した。そこで、原告会社は、韓国において当該仲裁判断の承認及び執行を求めるため、韓国で当該訴えを提起した。

b. 判示事項

(a) ニューヨーク条約第5条2項(b)は、仲裁判断の承認及び執行が執行国の基本的な道徳的信念と社会秩序を害することを防止して、これを保護することにその趣旨があるので、その判断においては、国内的な事情のみならず、国際的取引秩序の安定という側面も同時に考慮して制限的に解釈しなければならないし、外国仲裁判断に適用された外国法が韓国の実定法上、強行法規に違反するといつて、直ちに承認拒否の事由となるのではなく、当該仲裁判断を認定する場合、その具体的結果が韓国の善良の風俗その他社会秩序に反するときに限り、承認及び執行を拒否することができる。

当該事件の仲裁判断につき、当該事件の契約の準拠法であるオランダのアンティレス法上の消滅時効期間が30年であり、消滅時効期間が韓国法上のそれより長く、又韓国の消滅時効規定が強行規定であるとしても、それだけで当該仲裁判断を韓国で執行することが必ずしも韓国の公共秩序に反するとはいえないし、契約の内容が被告に不利という点をもってのみ不公正行為と断定することはできず、当該事件の仲裁判断の承認又は執行が韓国の基本的な道徳的信念と社会秩序を害するとはいえない。

(b) 被告会社は、当該事件の仲裁判断は仲裁によって解決できない事項を対象にしたので、ニューヨーク条約第5条第2項^(a)により、その執行は許されない旨の主張もしたが、当該事件の控訴審であるソウル高等法院1993年9月14日宣告92ナ34829判決は、これを退けながら次のように判示している。

従来、仲裁により解決できない事項として議論されてきたものとして、不正取引行為(独占禁止法)に関する紛争、特許権等、知的所有権の効力に関する紛争等を挙げることができるが、韓国の場合、法律上、工業所有権(特許権、商標権、著作権等)についての紛争を仲裁の対象から除外する根拠が存在しないので、工業所有権に関する紛争が当然に仲裁の対象から除外されるとはいえないし、又当該事件の原告会社の被告会社に対する請求は、特許権の効力それ自体に関するものでなく、know-how 実施契約による実施料の支払請求であるから、know-how 実施契約に基づく原告の実施料請求が特許権に関する紛争としながら、当該事件の仲裁判断の執行を拒否する被告の主張は失当である。

(3) 大法院2000年12月8日宣告2000タ35795判決

a. 事実関係

原告は中国法人として水産物輸出などを主要ビジネスとする企業であり、被告は、冷凍・冷蔵倉庫業などを業とする韓国人である。被告は、1993年7月30日、原告から冷凍ダラ610トンを入力することを内容とする契約を締結したが、当該契約書には、「本契約を執行する過程を含め、本契約に関して生じる論争や不満は、友好的協商により解決する。しかし、友好的協商によって解決できない場合は、仲裁による。仲裁地は中国であり、仲裁結果は最終的なものであり、当事者双方に拘束力がある」との記載がなされている。原告は、当該契約に従い、1993年8月25日冷凍ダラ479.03トンを釜山港に運送し、被告はそれを引き受けたが、国立釜山検疫所において実施した輸入食品検査の結果、当時の輸入制限品目であった冷凍明太で

あることが判明し、国内への輸入が禁止された。そのため、原告・被告間でこれをめぐる紛争が生じた。その解決を図るため、原告は1997年7月14日、被告を相手に中国、北京にある中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁申請をした。その結果、1998年7月10日、被告は原告に対して\$142,387を賠償する旨の仲裁判断が下された。その後、原告は被告を相手に当該仲裁判断に対する執行判決を請求する訴えを韓国法院に提起した。

b. 判示事項

(a) 当該契約上の仲裁条項は、韓国と中国がともに加入しているニューヨーク条約2条所定の仲裁合意に該当する。ニューヨーク条約第2条によれば、同一の条約が適用される仲裁合意は、紛争を仲裁に付託しようとする「書面による合意」で十分であり、仲裁場所か仲裁機関及び準拠法まで明示することは要件とされていないのみならず、当該事件の仲裁委員会は、中国で外国法人、あるいは自然人と中国法人、あるいは自然人間の国際又は涉外契約性の経済貿易等、紛争を仲裁方式によって解決する唯一の仲裁機関であり、被告は、原告が1997年7月14日、当該事件の仲裁委員会に仲裁申請をしたことに対して、いかなる仲裁案件の管轄権に対する抗弁を提出することなく、原告の仲裁申請に応じて中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁規則に従い、仲裁人を選定し、原告の仲裁申請に対する答弁及び反対申請をしたので、この事件の仲裁協議が中国の仲裁法第18条の「補充協議を達成しなかった仲裁協議」に該当し、ニューヨーク条約第5条第1項^(a)所定の仲裁判断の執行拒否事由の仲裁判断を下した国家の法令によって仲裁合意が無効である場合に該当するか、仲裁合意自体が無効である場合に該当するとはいえず、同項^(d)所定の仲裁機関の構成又は仲裁手続が行われる国の法令に合致しない場合に該当するともいえない。

(b) ニューヨーク条約第5条第2項^(b)によれば、仲裁判断の承認及び執行がその国家の公共秩序に反する場合には、執行国法院は、仲裁判断の承認及び執行を拒否することができる旨規定しているが、これは、仲裁判断の承認及び執行が執行国の基本的な道徳的信念と社会秩序を害することを

防止し、これを保護することにその趣旨があるので、その判断においては、国内的事情のみならず、国際的取引秩序の安定という側面も同時に考慮して制限的に解釈しなければならないし、外国仲裁判断に適用された外国法が韓国の実定法上、強行法規に違反することが、直ちに承認拒否の事由となるのではなく、当該仲裁判断を認定する場合、その具体的結果が韓国の善良の風俗その他社会秩序に反するときに限り、承認及び執行を拒否することができるといえる。当該事件の仲裁判断を認定する場合、その具体的な結果が韓国の善良の風俗その他社会秩序に反するとはいえない。

(4) 大法院2009年5月28日宣告 2006 タ 20290 判決

a. 事実関係

原告(アメリカ会社)は、被告(韓国法人)にパルプ原料を独占供給する契約を締結したところ、その後、紛争が生じたため、契約上の仲裁条項に基づき、香港で外国人仲裁人による仲裁手続が行われ、その結果、原告の主張を認める仲裁判断が下された。その後、被告に対し、会社整理手続が開始されたため、原告は被告を相手に当該仲裁判断に基づく整理債権の確定を求める訴えを提起し、第1審において勝訴判決を受けた。

これを不服として被告が控訴した結果、控訴審法院において、仲裁判断に関わらず独自の訴訟手続において提出された証拠を総合し、あらためて事実認定をし法律判断をなした。その結果、当該仲裁手続における原告の主張が事実と異なることが明らかであるにもかかわらず、虚偽主張及び虚偽証拠を提出したため、それに騙された仲裁人から、当該事件の最終仲裁判断を得たと認定し、ニューヨーク条約5条第2項(b)号の承認・執行の拒否事由が存在することを理由として、当該事件の最終仲裁判断の判断主文とは異なり、当該事件の仲裁判断金債権に関する整理債権の確定を求める原告の請求を退けた。それに対して被告が上告した。

b. 判示事項

(a) 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約が適用される外国仲裁判

断の一方当事者に対して、外国仲裁判断の後に旧会社整理法（2005.3.31法律第7428号債務者更生及び破産に関する法律附則第2条により廃止）による会社整理手続が開始され、債権調査期日においてその当該外国仲裁判断に基づいて申告した整理債権に対して異議が提起され、整理債権確定訴訟が提起された場合、外国仲裁判断は確定判決と同一の効力を有し、既判力があるので、整理債権確定訴訟の管轄法院は、上記条約第5条で定めた承認及び執行の拒否事由が認定されない外国仲裁判断の判決主文に従って、整理債権及び議決権を確定する判決をしなければならない。

（b）外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約第5条は、承認及び執行の拒否事由を制限的に列挙しながら、同条第2項(b)において、仲裁判断の承認及び執行がその国の公共秩序に反する場合には、執行国法院は、仲裁判断の承認及び執行を拒否することができる旨規定しているが、これは上記の条約の適用を受ける外国判断の承認及び執行が執行国の基本的な道徳的信念と社会秩序を害することを防止して、これを保護することにその趣旨があるので、内国的事情のみならず、国際的取引秩序の安定という側面も同時に考慮してこれを制限的に解釈しなければならないし、当該仲裁判断を認定する場合、その具体的結果が執行国の善良の風俗その他社会秩序に反するときに限り、その承認及び執行を拒否することができる。

（c）外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約が適用される外国仲裁判断に対して、執行国法院は、上記の条約第5条の執行拒否事由の有無を判断するため、必要な範囲内において本案で判断された事項に関しても独自に審理・判断することができるし、上記条約第5条第2項(b)号の執行拒否事由には、仲裁判断が詐欺的方法により騙取された場合も含まれる。しかし、執行国法院が当該仲裁判断につき騙取されたか否かを審理するという名目で、実質的に仲裁人の事実認定と法律適用等、実体的判断の当否を全面的に再審査した後、当該外国判断が詐欺的方法により騙取されたことを認めて、執行を拒否することは許されない。ただし、当該外国仲裁判断の執行を申請する当事者が仲裁手続で処罰されるべく詐欺的行為をしたとい

う点が明確な証明力を有する客観的な証拠により明白に認定され、その反対当事者が過失なく、申請当事者の詐欺的行為につき善意であり、仲裁手続でこれに対して攻撃防御できなかったことと申請当事者の詐欺的行為が仲裁判断の争点と重要な関係があったという要件とがともに満たされる場合に限り、外国仲裁判断を取消し・停止するための別の手続を経なくとも、直ちに当該外国仲裁判断の執行を拒否することができる。

4. 結 論

韓国は、貿易立国を志向する立場から、国際取引上発生する紛争を迅速かつ円滑に解決することが発展の基本条件の一つであるとみて、国際商事仲裁に対して積極的又は進取的な立場をとり、これにより国際商事紛争の解決を図り、韓国の対外的公信力を高めるための努力を続けてきた。1966年3月16日、独立の仲裁法を制定し、1973年2月8日、ニューヨーク条約に加入した。また、UNCITRALモデル仲裁法を全面的に受容して、1999年12月31日、仲裁法を全文改正した。

韓国の法院も、外国仲裁判断の承認及び執行に関連する事件処理にあたり、上記のように、1999年に仲裁法を改正する以前から、ニューヨーク条約の趣旨を生かし、仲裁判断を尊重する立場から、判断を下している。

とりわけ、韓国大法院は、ニューヨーク条約上もっとも多く援用される承認及び執行拒否事由である「判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること」を解釈するに際して、一貫して、「上記の条約第5条第2項(b)は、仲裁判断の承認及び執行が執行国の基本的な道徳的信念と社会秩序を害することを防止して、これを保護することにその趣旨があるので、国内的事情のみならず、国際的取引秩序の安定という側面も同時に考慮してこれを制限的に解釈しなければならない」と解釈している。すなわち、国内的公共秩序より制限的な国際的公共秩序の観点により、韓国の利益のみのために上記の規定を解釈・適用せず、国際的に普遍妥当であると認定

できる範囲内に限定してこれを適用していることが窺われる。これは、2002年インドのニューデリーで開催された ICCA 総会の公共秩序に関する勧告案にも符合する立場であるともいえる。